

一般事業主行動計画

職員の働きやすい雇用関係を整備することによって、すべての職員がその能力を発揮できるように行動計画を策定する。

計画期間：平成 31 年 4 月 1 日 ～ 令和 3 年 3 月 31 日

雇用環境の整備に関する事項

1. 妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者の職員生活と家庭生活と両立を支援するため雇用関係の整備

1. 育児休業を取得しやすく、現場復帰しやすい環境の整備。

育児休業後における原職又は原職担当者への復帰のための業務内容や業務体制の見直し。

2. 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付金、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の徹底。

2. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

1. 所定外労働の削減のための措置の実施

2. 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

対策

- ・ 業務の効率化が図れるような支援体制を整える。
- ・ 各部署へ年次有給休暇取得率の状況を定期的に報告し、有給休暇の促進を行う。